

総務常任委員会

令和5年12月13日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫	○小城 世督	溝部真紀子
伴 吉晴	嶋田 善行	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	福田 善行	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	荒木 浩司

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、小城委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案（1）議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、1. 付託議案の（1）議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

教委総務
課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

本条例は、斑鳩町立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等に係る構想について検討し、子どもが輝くより良い学校教育環境の整備にとりくむため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討

委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

はじめに、1. 主な制定内容についてであります。 (1) 所掌事項についてであります。委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の適正規模及び適正配置等に係る方針について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとします。

次に、(2) 組織についてであります。委員会は、①識見を有する者、②地域の代表者、③保護者の代表者、④学校の関係者、⑤前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者のうちから、15人以内をもって組織することといたします。

次に、(3) 任期についてであります。委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から答申を終える日までとします。

続きまして、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日についてであります。本条例は、令和6年4月1日から施行することといたします。

次に、(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会委員の報酬を、日額5千円、鉄道賃、船賃、車賃を実費、日当は1日につき、3千円、宿泊料については、甲地方で、14,800円、乙地方で、13,300円と定めることといたします。

以上、1. 付託議案(1) 議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
木澤委員。

木澤委員 これ、設置していただくのはいいんですけども、ちょっと心配しますのは、統廃合を前提としたものになっているのかな。そこは、どうなのでしょう。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 学校規模の適正規模、適正配置にかかる具体的な手法といたしましては、将来的な児童生徒数を勘案した中での現地における建て替え工事であったり、また施設の

長寿命化に係る工事であったり、あるいは施設の統廃合を行ったうえでの施設の設置というような様々な手法が想定される中、この構想委員会のほうを設置をさせていただいて、その中で議論を行ってまいりたいと考えております。

木澤委員 わかりました、少し安心しました。あと、委員構成ですけれども。今、この5点で構成するというので15名以内でということを書きいただいていますけれども、だいたいどういう方を想定しているのか教えてもらえますか。

教委総務課長 はじめに識見を有する方といたしましては教育関係の大学の教授先生であったり、また地域の代表者の方といたしましては自治会の関係者であったり、また保護者の代表者としてはPTAの関係の方、あと学校の関係者としては校長など、こういう方を任命、委嘱することを現在、想定しているところでございます。

木澤委員 15人以内となっていますけど、それぞれの枠で何名ずつということはまだ決まっていらないんですか。

教委総務課長 そちらにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

委員長 伴委員。

伴委員 答申を終える日までと任期がなっていますが、実際どれぐらいの期間、この委員会を設置し、いろんな形で協議していくと考えておられるのか教えてください。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 本年度、学校施設における現状把握および課題の整理のための基礎調査業務を実施させていただいておりました、この基礎調査業務の結果をもとに、この設置をさせていただきまして、調査審議を行って行って、審議の進捗状況にもよりますが、目途といたしましては、2年間で一定の方針の取りまとめを行っていきたいというふうに考えております。

伴委員 2年間のイメージを。年間だいたい何回。その内容によってきて、進捗具合とあると思いますが、イメージで結構ですんで、教えてください。

教委総務課長 おっしゃっていただきましたように、審議の進捗状況にもよりますが、年4回程度の開催を想定しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長 それでは、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容についてであります。期末手当の支給月数の改定といたしまして、令和5年4月1日に遡り、期末手当の支給月数を0.10月分引き上げるもので、令和5年度においては、12月期を1.65月から1.75月とし、また、令和6年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.70月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30月から3.40月とするものでございます。

次に、2. 施行期日等についてであります。第1条の規定は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
溝部委員。

溝部委員 今回の改定で実際に変わる金額と、現状からいくらになるかというのを、町長の分だけで結構ですので教えてください。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 本条例の影響額といたしまして、0.1月分の支給月数の引き上げでございますので、給与ベースで、町長につきましては11万4,520円の増でございます。

あと、賞与の改正前は、町長につきましては377万9160円から389万3,680円の改定でございます。

溝部委員 ありがとうございます。今の国民生活とか社会状況を考えると、これ据え置きするということもひとつの考え方としてあるなと思うんですけども、そのあたりのお考え、町長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

委員長 中西町長。

町長 据え置きということもございますけれども。これにつきましては、やはり職員また、ほかの副町長なり、教育長もございます。その関係もございますので、私としては人事院勧告どおりとしていきたいと考えます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 すみません、副町長の分教えてもらえますか、金額。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 副町長につきましては、年間給与ベースで9万5,900円の増でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第32号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

溝部委員。

溝部委員 それでは、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容の一部について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、国家公務員の給与改定方針等に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を

引き上げる条例改正です。今回の人事院勧告による引き上げに対し、斑鳩町内の事業者への実態調査もせずに行われる給与、期末手当の引き上げは、市民との格差拡大につながることは言うまでもありません。また、現在の住民生活は物価高や燃料費の高騰により大変困窮しています。本来、先頭に立って住民生活を守る町長が、自身のボーナスを、この状況下で引き上げることは、住民の理解は得られるものではないと思います。賃金の上昇や、可処分所得の向上を目指すのは当然ですが、まずは住民にその恩恵が享受されることを願い、本議案に対して反対いたします。

委員各位の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正では、2023年の人事院勧告に基づき、町長及び副町長の期末手当の支給月数を今年4月1日まで遡り、0.1月引き上げるものです。金額でいうと町長が、年額11万4,520円、副町長では9万5,900円の引き上げとなります。今年度の人事院勧告は、昨年度に続いて引き上げの改定となりました。

ご存じのように人事院勧告は官民の給与の格差を解消するために行われるもので、今年度の給与勧告のポイントは過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップとなる大きな改定となっています。この間、コロナ禍に続く物価高騰により国民生活は疲弊し、日本経済全体が低迷しています。この景気を回復させていこうとすれば、働く人々の賃金を引き上げ、消費全体の6割を占める個人消費を活性化させていく必要があります。民間とともに公務員の賃金も引き上げることには大きな意義と効果があるものだと考えます。これは公務員全般にあてはまるものであり、当然、特別職についても同様のものだと考えます。

常勤特別職の給与は一般職の職員などと比べて高額ではありますが、当然、その分重い責務が求められるものであり、勤務時間を決め、出退勤はされているものの、実際には、いついかなるときも何かあれば対応に追われ、その心的疲労を考えるとまさに激務であると考えます。こうしたことから、私は、以前より、常勤特別職について、退職金は高すぎるんじゃないかと思いますが、給与については、きちんと

働いていただくために適正な額を支給し、必要に応じて引き上げも行うべきだと考え、報酬引き上げの議案にも賛成をしてきました。

また、昨年度の非常勤特別職の改定の際にも申しあげましたが、こうした報酬に関わる改定については、きちんと個々の自治体の状況にあった対応が必要であり、実際の報酬額やその自治体の財政状況等も勘案し、結論を出していくべきではという点については、私もそのように思います。

私は、今回、人事院勧告に基づき常勤特別職の期末手当を引き上げることについては必要なことであり、住民のみなさんにもご理解いただけるものだと考えます。

以上のことから、私はこの議案第32号に対して賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。

議員みなさまのご賛同よろしく申し上げます。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第33号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第33号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第32号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、令和5年4月1日に遡り、支給月数を0.1月分引き上げ、令和5年度においては、12月期を1.65月から1.75月とし、また、令和6年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.70月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30月から3.40月とするものでございます。施行期日につきましては、第1条の規定は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第33号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
木澤委員。

木澤委員 こちらも、年間の影響額教えてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 本条例に関する影響額といたしまして、年間給与ベースで83,720円の増で
ございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第34号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第34号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。それでは、議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

1. 改正内容についてでございますが、(1)給料月額改定といたしまして、令和5年4月1日に遡り、初任給はじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均1.1%引き上げるものであります。

次に（２）一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、期末・勤勉手当について、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．０５月分ずつ、合計０．１０月分引き上げるもので、令和５年度においては、１２月期は期末手当を１．２０月から１．２５月に、勤勉手当を１．００月から１．０５月に、また、令和６年度以降においては、６月期と１２月期で支給月数を均等配分することとし、６月期及び１２月期の支給月数を、期末手当はそれぞれ１．２２５月、勤勉手当はそれぞれ１．０２５月とし、年間支給月数を４．４０月から４．５０月に引き上げるものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ０．０２５月分ずつ、合計０．０５月分引き上げるもので、令和５年度においては、１２月期は期末手当を０．６７５月から０．７０月に、勤勉手当を０．４７５月から０．５０月に、また、令和６年度以降においては、６月期と１２月期で支給月数を均等配分することとし、６月期及び１２月期の支給月数を、期末手当はそれぞれ０．６８７５月、勤勉手当はそれぞれ０．４８７５月とし、年間支給月数を２．３０月から２．３５月に引き上げるものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給月数の改定はございませんが、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における期末手当に関する規定のなかで、一般職の職員の期末手当の支給月数を引用する部分がございますことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、２．施行期日等についてでございますが、第１条及び第３条の規定は、公布の日から施行し、第１条の規定につきましては、令和５年４月１日に遡り適用することといたします。均等配分に係る第２条及び第４条の規定は、令和６年４月１日から施行することとします。

以上、議案第３４号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

木澤委員。

木澤委員 毎回、この給与改定に関わっては、職員組合と話し合いが行われていると思いますが、今回については、どういう結果やったんでしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 町の職員労働組合との協議の結果につきましては、今回の改定は、国の人事院勧告の内容に準拠するというような、これまでの町の方針に基づくものと合致していることから、組合としても問題ないという見解で合意に至ったところでございます。

木澤委員 特に要望等は出されてないですか。

総務課長 今回の条例にかかわるものとしては、特に要望等はございません。

木澤委員 あと、昨年度の改定の時にも聞いたんですけど、会計年度任用職員さんですね。こちらは見ますと、改定はなしというふうに書いているんですけども、それは昨年度と同じ考え方ということでよろしいでしょうか。

総務課長 会計年度任用職員については、昨年度の改正の折にも方針としてお答えさせていただきましたとおり、一会計年度単位での任用条件を示しての雇用ということになってございますので、増額改定となるケースと逆に減額改定となるケースも想定される中では、翌年度からの反映が適切であるというふうな考え方で、現在、考えているところでございます。

木澤委員 私も昨年度の段階では、知らなかったというか改めて知ったんですけども、総務省は、非正規公務員の給与改定についても、人勸を適用するよということ、通知を出していると書いてあるんですけども、そのことは、町は把握をされているんでしょうか。

総務課長 国の通知については承知しているところでございますが、現行、方針としては先ほど申しあげたような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員　もう1点、参議院の予算委員会かな、国のほうが会計年度任用職員さんの分の増額についても交付税で増額補正するというふうに言っているんですけど、そうすると、その財源は町にくるわけですよ。それを会計年度任用職員さんの改定にあてないということは、要は、ほかのことに使ってしまうということになると思うんですけど、そこについてはどういうふうに考えますかね。

委員長　西巻総務部長。

総務部長　交付税の仕組みというのは、委員もご承知のとおり、総額というのは決まっております。その中のいわゆる基準財政需要額の割合で決まっておりますので、そのまま、ただちに各市町村が要するであろう財政需要をそのまま反映したものではありませんので、そういった部分では、すべてが入っているというということは私ども考えていないところでございます。ただ、国のほうでも議論あるように、地方財政についても、いわゆる財政負担とならないような形で、交付税制度の中で措置していこうという、国の方針はわかるんですけども、果たしてそれが全部入っているのかというのは結果の話ですので、これまでも、ほかのいわゆるサービスであったり、他の施策であったりといった部分でも、そういった関係で、すべての部分が入ってないよというような形で、うちのほうは認識しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。入っているということは、入っているということで認識をしております。

木澤委員　若干、いろいろあると思うんですけど、入っているのは、やっぱり入っているんですよ。特に今回、最初の討論の時に申しあげましたように、ベースアップのほうが例年の10倍ということで。これ、会計年度任用職員さんも、年間通すと10万円単位の話になるよと、報道、新聞には書いてあるんです。斑鳩町で計算するとどうなるかというのはあるんですけども、やはりそうして、会計年度任用職員さんに大きな不利益になってしまうということもありますので、法令の根拠がないので、総務省が通知を出しているというふうに書いてて、各自治体でも対応がばらばらということですけども、対応しているところもあるんですよ。私はそうした不利益になってしまうということも考えますと、まだ3月の補正、間に合いますので、ぜひ考えなおしてほしいと思いますので。今ここで答弁求めませんから、これは要

望しておきたいと思います。特に、この議案に対しては反対しません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村教委総務課長。

教委総務 それでは、1. 付託議案の(5)議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を
課長 改正する条例についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。議案書末尾、斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。

本条例は、公私連携幼保連携型認定こども園として、レイモンド斑鳩こども園が開園することに伴い、斑鳩町立斑鳩西幼稚園を廃止することから、本条例において、斑鳩町立斑鳩西幼稚園に関する規定の削除を行うものであります。施行期日についてであります。本条例は、令和6年4月1日から施行することといたします。

以上、1. 付託議案(5) 議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 これ、新たにレイモンド斑鳩こども園が設置開園されるということで、このこと自体非常に喜ばしいことだなと思っていますけども、きちっと、西幼稚園からの受け入れですとか、もともと受け入れの枠に対してどうやったとか、その辺のところ確認させていただきたいんですけど。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 現在の斑鳩西幼稚園の在園児で、3歳児、4歳児、年少と年中の園児のほうにつきましては、来年度すべてレイモンド斑鳩こども園、もしくは斑鳩幼稚園への入園申し込み手続きがなされているということでなっておる状況でございます。

木澤委員 あと、確かこれ枠が保育園の部分が105で、幼稚園の部分が残り45だと思うんですけど、定員に対しての申し込み状況というのはどうですか。

教委総務課長 レイモンド斑鳩こども園の申し込み状況ということで、1号につきましては、定員が45名に対しまして申し込みのほうは35名という形になっております。また、2号、3号につきましては、定員が105名であります但し申し込みは合計84という形になっておるところでございます。

木澤委員 ほかにございませんか。

嶋田委員。

嶋田委員 その他のところになるのかなと思って、ちょっと、控えてましてんけど、レイモンド、敷地は大きくなったんですか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 当初計画のほうから、特に変更はないという形になっております。

嶋田委員 西小学校の東門ですな。あれを朝、登下校時に開放してくれと言ったら、レイモンドが開園するんで、その時にいろいろ鑑みてやっていくということでしたけども、その件についてはどうなんですか。

教委総務課長 東門の通用門につきましては、レイモンド斑鳩こども園の敷地のほうに、今現行の部分は入っていきますので、今後、新たな東側の通用門について設置をする計画をいたしております。

嶋田委員 それここで聞くのどうかなと思うねんけど、それ、登下校時に開門はしていただけるんですか。

教委総務課長 こちらにつきましては、現在協議を行っているところでございますけれども、通学の時、登下校の際にも通行できるかどうか、これにつきまして西小学校のほうとも協議をしながら、今、前向きに進めているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（６）議案第３６号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、１．付託議案の（６）議案第３６号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

本条例は、法隆寺幼稚園が、令和６年４月１日から、認定こども園に移行することにより、町内において助成対象とする私立学校法人がなくなることに伴い、本条例を廃止するものでございます。１．施行期日等についてですが、はじめに、（１）施行期日についてであります。本条例は、令和６年４月１日から施行することといたします。次に、（２）経過措置についてありますが、この条例の施行の前日に交付決定がなされた助成金については、なお従前の例によることといたします。

以上、１．付託議案（６）議案第３６号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

木澤委員。

木澤委員

ここに具体的には書いてないんですけど、法隆寺幼稚園さんですね。本当に古くから斑鳩の保育を支えていただいたということで、以前、議会にも陳情がきて、私学助成金ということで３０万円毎年交付をしていたというふうに思うんですけど、それが要は、要綱で確かやっていたと思うんですけど、廃止になるということで理

解してよろしいでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 この条例に基づきまして、30万円の助成金を交付していたということでございます。

木澤委員 今回、こども園になって、経営の形も変わるということですが、以前は経営が非常にしんどいということをおっしゃっていたんですけど、この廃止に関わってですね、法隆寺幼稚園さんの経営者の方に対しては、事前にはその説明等はされているのでしょうか。

教委総務課長 認定こども園に対しましては、別途、子育て支援課が所管しておりますが、入園、もしくは入所の委託料、そして、私立保育所の運営費補助金の交付対象という形になります。これら委託料、また補助金の交付対象となるということも含めまして、法隆寺幼稚園のほうにご説明をさせていただいて、こちらの助成金については、廃止をさせていただく方針であるということについて説明を行い、理解をいただいているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（７）議案第３９号（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、（７）議案第３９号（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

続いて、内容についてご説明申しあげます。議案書２ページ目をお願いします。

（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事につきましては、令和５年６月２０日付けで本契約を締結し、令和６年３月５日の完成を目指し工事を進めてまいりましたが、当初予定していた工事車両等の仮設乗り入れ位置について、奈良国道事務所等、関係機関との協議を行いました中で、想定以上の時間を要したこと及び仮設乗り入れ位置の変更に伴う追加工事が必要となったこと等に伴いまして、契約金額及び工期の変更をお願いするものでございます。

契約金額につきましては、仮設乗り入れ位置の変更に伴う追加工事と、耐震性貯水槽埋設に係る工事工法の見直しにより、工事数量等に変更が生じたことから、当初契約額１億１，９０２万円に、５３４万６千円を加えまして、１億２，４３６万６千円に増額、工期につきましては、当初の工事日数２６０日間に５６日を加え、令和６年４月３０日までの３１６日間に延長をお願いするものでございます。

以上、議案第３９号（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

すみません、聞き漏らしていたかと思うんですけど、防火水槽等の変更が必要になった経緯ですね。もう１回、ちょっと確認させてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 工事に際しまして、関係機関とさまざま協議を行うところでございますけれども、その中でも、当初想定していた車両の乗り入れ位置の変更が必要となったということで、新たな進入路の確保が必要となりましたことから、耐震性貯水槽の埋設に係る工事の方法を、オープンカットの掘削から、鋼矢板による土留め工法で施工をする必要が生じたもので、これらに伴う変更でございます。

木澤委員 当初予定していた乗り入れっていうんですか、駐車位置が変更になったのはなんでですか。

総務課長 設計段階からの関係機関との協議について、やや、不十分なところがあったという中で、当初想定していた乗り入れが、関係機関協議の中ではできないというような見解が出た中で、乗り入れ位置を変更したということでございます。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時47分 休憩)

(午前9時51分 再開)

委員長 再開します。 木澤委員。

木澤委員 経緯はわかりましたけども、やっぱり今後そういうことはあったら困るんで、今回のことを教訓にして、次から気を付けていただきたいなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて2,180万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、住民票等に個人氏名のふり仮名が追加されることに伴う住民基本台帳システム等改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金694万1千円の増額、第2目 民生費国庫補助金の第2節 障害福祉費補助金で、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用が補助対象となることから、地域生活支援事業費補助金59万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて1,09

0万円の増額をお願いするものです。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が当初見積りを上回ることから、715万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、55万円の増額をお願いするものです。

11ページから12ページをお願いいたします。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入の第6節 雑入で、国の三代川遊水地事業の土地収用に関し、国の補助金を受けた農業施設を撤去されたことに伴い、国の基準に基づき、国等に対する納付金を受け入れることから、財産処分納付金213万4千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13ページから14ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。はじめに、第1款 議会費、第1項 議会費では、人件費の補正と、議員1名の欠員が生じたことなどに伴い、第1節 報酬で、議員報酬168万5千円の減額、第3節 職員手当等で、議員期末手当16万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、人件費の補正と、会計年度任用職員の増員等に伴い、第1節 報酬で、あわせて831万7千円の増額、第3節 職員手当等で、臨時職時間外勤務手当15万7千円の増額、第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金13万2千円の増額、社会保険料等122万3千円の増額、第8節 旅費で、費用弁償7万2千円の増額、また、地域交流館の整備で関係機関との協議により、施工方法の変更が必要になったことに伴い、第14節 工事請負費で、287万1千円の増額をお願いするものであります。15ページから16ページをお願いいたします。第2項 徴税费では、人件費の補正をお願いしております。次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補正と、歳入で申しあげました住民票等に個人氏名のふり仮名が追加されることに伴う住民基本台帳システム等の改修に伴い、第12節 委託料で、694万1千円の増額をお願いするものであります。17ページから18ページをお願いいたします。第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費

の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて420万4千円の減額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。第4目 老人憩の家運営費では、会計年度任用職員を継続して任用したことなどに伴い、第1節 報酬で、臨時職期末手当16万8千円の増額、第3節 職員手当等で、臨時職期末手当14万円の増額、第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金48万5千円の増額をお願いするものであります。19ページから20ページをお願いいたします。第5目 医療対策費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました子ども医療費や精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、あわせまして2,130万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげました障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修を行うことから、118万8千円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、他市町に所在する地域活動支援センターに通う利用者が増加したことから、入所負担金31万1千円の増額、第19節 扶助費で、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて4,360万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費等が当初見積りを上回ることなどに伴う繰出として、あわせて700万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 保育園費では、人件費の補正と、会計年度任用職員の増員等に伴い、第1節 報酬で、あわせて345万2千円の増額、第2節 給料で、臨時保育士給料177万7千円の減額、第3節 職員手当等で、臨時職地域手当11万9千円の減額、臨時職通勤手当14万5千円の増額、臨時職時間外勤務手当73万2千円の増額、21ページから22ページにお移りいただきまして、臨時職期末手当1万9千円の減額、第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金47万2千円の減額、社会保険料等40万5千円の減額、第8節 旅費で、費用弁償31万8千円の増額、また、第10節 需用費で、物価高騰に伴い、保育園給食に係る賄材料費372万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費及び第2項 清掃費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

23ページから24ページをお願いいたします。中ほどの第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、人件費の補正と、第22節 償還金利息及び割引料で、歳入で申しあげました国の三代川遊水地事業の土地収用に関し、国の補助金を受けた農業施設を撤去されたことに伴い、国の基準に基づき、国等に対する財産処分納付金159万円の増額をお願いするものでございます。

25ページから26ページをお願いいたします。次に、第6款 商工費、第1項 商工費、その下の第7款 土木費、第1項 土木管理費、また、第4項 都市計画費の第1目 都市計画総務費では、人件費の補正をお願いしております。27ページから28ページをお願いいたします。第2目 下水道費では、第18節 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計における人件費の予算補正に伴う補助金155万9千円の減額をお願いするものでございます。

第8款 消防費、第1項 消防費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で人件費の補正と、第12節 委託料で、斑鳩町史の編さんにおいて発刊スケジュールの見直しを行うことから、437万5千円の減額をお願いするものです。29ページから30ページをお願いいたします。第3項 中学校費では、第1目 学校管理費の第1節 報酬で、臨時講師の人員配置に伴い、124万5千円の増額をお願いするものであります。第3目 保健体育費の第14節 工事請負費で、斑鳩中学校のプール配管の漏水に伴い、プール改修工事109万4千円の増額をお願いするものです。次に、第4項 幼稚園費から32ページの第5項 社会教育費、第6項 保健体育費までにつきましては、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、4,980万8千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費の補正についてであります。第2款 総務費、第1項 総務管理費の地域交流館整備事業におきまして、本年度末までの完了が見込めないことから、1億3,280万円の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政課長 以上で、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきましての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えておきます。それでは、質疑をお受けします。

伴委員。

伴委員 30ページの上から二つ目のプールの改修工事ですけど、中学校と聞きましたけど、総体的に全部古くなっている。私も一般質問で、いろいろ老朽化の話させていただきましたけど、全体的に、特に、季節でしか使わない。まして、水が絡む。今回、配管やと。心配するのは、町民プールのように、ポンプとなってくると多額の費用がかかってしまう、この状況はどう考えておられるのか、今の状況を教えてください。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、斑鳩中学校のプールの水位が下がる状況がみられるということで、確認をいたしますと、ろ過機を使っているところで水位の低下がみられたということなので、ろ過機の配管のどこかから、水が漏れているということが疑わしいということで。一定どこで漏れているかということにつきましては、検討がつきましたことから、この配管工事をやり替えて、水位の低下を防ぐということの工事を行ってまいりたいと考えております。

伴委員 それはそれでよろしいですけど、直してくれはってね、場所がわかって、ただ、総体的に斑鳩の町立小学校、中学校、全体として、プール段々古くなってきて、特に季節しか使わない、今話したように、ずっと使っているものはええですけど、たまにしか使わないものというのは非常に傷みやすい。まして、水か絡む。その辺の状況っていうのは、他も心配なので、今どういような感じで考えておられるのか、お聞きしたいということです。

教委総務課長 やはり老朽化に伴って、施設のほうについては傷んでくるということで、ろ過機については定期的に修繕の方等、今、生じておりますことから、そういった状況が見られましたら、適宜、施設の修繕のほう行ってまいりたいと思っております。

伴委員 多額の費用がかかるというようなことになって、またそれがプールの授業ができないというようなことになったらあきませんので、これから、大変な時期来ると思っていますので、点検の方よろしくお願いして質問終わります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査 (1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習課長 それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開についてであります。11月25日と26日に開催しました、秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、前回と同様に、事前申し込みによる人数の制限を行った上で、石室内での解説は行わずに石室の外で全体説明を行うなど、見学の方法の変更いたしますとともに、時

間帯での当日の受付も行いながら開催いたしました。2日間で、合計350人の方にご来場いただき、ご見学いただいたところでございます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。11月27日、令和5年度第2回斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催し、今年度の事業進捗状況や、来年度の展示会などの事業計画について、委員のみなさまに説明や報告を行い、それらに対するご指導、ご助言を賜りました。その後、現在開催しております秋季特別展のご視察を行っていただいたところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の活用についてであります。史跡中宮寺跡の県道沿いのエリアにおいて育成しましたコスモスの開花時期に合わせて、11月26日まで、史跡中宮寺跡の多目的広場の一面を、臨時駐車場として開放して多くの方にご来訪していただき、一面に咲き誇ったコスモスを楽しんでいただきました。

また、11月23日には、町商工会青年部主催の、第5回いかるがマルシェが開催され、約8千人が来場されて大いに賑わっておりました。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政課長 それでは、各課報告事項(1) 斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についてご報告いたします。資料は、お手元の資料1をお願いいたします。

協働のまちづくり活動提案制度につきましては、行政と、その目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを、その目的としたものでござ

います。来年度の活動提案事業につきまして、募集いたしましたところ、3団体から応募があり、11月10日の選考委員会において、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審査をいただきました。その結果を受けまして、令和6年度の提案事業として、応募いただきました3事業とも内定させていただいたところがございます。なお、各団体には、11月24日付で審査結果を通知させていただいておりますが、当該補助金につきましては、令和6年度一般会計予算に予算計上させていただき、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、令和6年度の実施に係る、協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
小城委員。

小城委員 この協働のまちづくりの事業に関してですけれども、これ年々、今回、3団体だったということなんですけど、年々、応募団体というのは減ってきているもんなんじゃないですか。その辺の動向を教えてください。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政課長 直近3年で申し上げますと、2件ずつでございました。今回3件ということで少し増えた状態です。また、この過去3年に2件といいます中でも、継続分が1件ずつ含まれていますので、新規分は制度創設1年目、2年目を除きまして、だいたい毎年1件の状況でありましたけれども、今回、新規で3件ということで、我々としては増えたなという印象です。

小城委員 ありがとうございます。町として今後、協働のまちづくりの事業というのはどれぐらいの規模感でやっていくのか。そのあたりのお考え、教えてください。

政策財政 規模感といいますよりは、なかなか、一旦この事業始まりまして、もう9年目に

課長 なりますので、ある程度、出尽くしたところも部分的にはあると思っておりますので、なかなか規模感という言葉では、言い表せないのかなと思っております。ただ、協働という観点で申しあげますと、これは必要性というのは変わらないものと思っておりますし、また、こういった意欲を持った団体の方が、なかなか都合よく現れるかといったところもございますので、規模感というよりは、一定、団体さんの動きというのも含めて、とりくんでまいりたいなというふうに思っております。

小城委員 わかりました。今おっしゃっていただいたように、僕もこれはすごい良い事業なのかなと思っておりますし、長年やってきてマンネリ化してきて受け入れ態勢というか、姿勢っていうか、士気が低くならないように意識してやっていただければ、引き続きやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます、

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
曾谷安全安心課長。

安全安心 それでは、安全安心課から1点ご報告を申しあげます。

課長 消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から同月30日までの3日間実施いたします。また、本年度より、年末特別警戒にあたり、団員の士気高揚をはかるため、初日の28日(木)午後8時45分から役場地下大会議室及び正面駐車場において、年末特別警戒出発式を挙行いたします。

また、令和6年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日(金)午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。議長様、副議長様、総務常任委員会委員長様におかれましては、公私ご多忙の中ではございますが、ご臨席賜りますよう何とぞよろしくお願い申しあげます。

以上、消防関係の年末年始の行事予定についてのご報告とさせていただきます。

委員長

真弓政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、政策財政課から、物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付についてご報告いたします。今年度、水道基本料金の免除などに活用しております物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金が、先日成立いたしました国の補正予算により、追加交付されることとなりました。当町の追加交付予定額は6,288万8千円になる見込みでありますけれども、交付金の取扱いなど詳細な情報がまだ示されていないことから、今後、国から示される詳細を踏まえまして、用途を検討いたしまして、専決処分等による予算補正により、すみやかに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、物価高騰対応にかかる地方創生臨時交付金の追加交付についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員

今回、一般質問もされていましたが、生理用品の関係ですね。私、答弁聞いてどうしても理解できないんですけども、なんでそんなに頑なに今の姿勢を貫こうとするのか。答弁の中でも保健室等に貰いにいって、そこで相談があったんかっていうと、ないですよおっしゃってましたんで。それについては、相談を受ける方法、他にもいろいろ充実をするという対応もしていただいていますし、そこじゃないとだめというものではないと思うんです。質問者もおっしゃっていましたが、逆にトイレに設置することによって、それで信頼を得てのちのち相談に来てくれたよという例もあることから、私いろんなやり方試してみるべきやなと思っているんですけど、頑なに姿勢のネックになっている部分は、何なんですかね、教育長。

委員長

山本教育長。

教育長

ちょっとお答えしにくい部分もあるんですけども、率直にお答えしたいと思います。頑なに、ではごぎいませぬ、信念としまして、トイレに置くことによって、という部分です。なぜトイレに置かなくてはならないのかという、私の中の考えがごぎいます。トイレに置くということに固執することに対して、今回のこのとりくみは委員がおっしゃっている生理用品の、子どもたちの手にすべてが届くという認識は持ってはいないです。課題を、そういった置いたことによって課題のあるところも聞いております。隣の郡山もそうです。ある中学校では置いています。ただ学校の職員室の前のトイレにしか置いてませぬ。他には置いてないんです、その現状は、なぜか。これは何かというと、トイレというところに神聖な生理用品をトイレットペーパーのごとく置いているということ自体が清潔面の問題もごぎいます。そういった問題もあるんですけども、基本的には生理というものは、赤ちゃんを産むという神聖な女性の仕事といったらおかしいですけども、体の仕組み、これは神聖なものです。それをトイレットペーパーのように、トイレに置くということの性教育がいかげなもののかなという部分があります。だったら、すべての子どもたちに自由に手渡せる方法というのが、トイレ以外にもあるんじゃないでしょうか。だからトイレに固執するというのも、いかげなものかというのを基本的に思っている。

ただし、ただしですよ。お子さまが、子どもたちがトイレ行って、ないと。自分持ってきたのを忘れた、その代わりに、子どもが不利益を被る、例えば先生に言えない、トイレットペーパーで、またティッシュで用を足す、我慢する、そういった状況があるならば、とんでもない話です。これは私は根本的な考え方を変えていくと思っています。しかるに、先日ですね、校園長会の中で校長に私のほうから話をさせてもらったのは、一斉調査する。すべてのお子さんに対して。そういうお困り感が実際あるのかないのか、これは調査したい。その中で、我慢を強いるような状況があるならば、即刻、方法は変えていきたいということも検討していきたいとは思っております。ただ、頑なにじゃないです。トイレに置くこと自体を、頑なに申されていること自体が、わからないところもあります。なんでトイレやねん、というのは私自身持っていますので、そこはしっかり子どもたちの現状も踏まえて、こちらも子どもが困り感のないようには、対応していきたいと思っております。

委員がおっしゃることと、我々が考えていることは一緒だと思っております。

子どもたちがそのことによってしんどい思いをしない。これはもう第一です。だから、そこのところは丁寧に対応していきたい、そのように思っております。

木澤委員　私もトイレじゃないとだめだと言っているんじゃないしに、さっき言いましたようにいろんな方法を試していくべきじゃないのと。なんでトイレのことを言うかという、それは要望があるから、そういうふうと言っているだけで、町のキャラバンでも要望されていると思いますし。実際に全国見ましても、トイレに置いているほうが使いやすいよという例も聞いているから、トイレに置いて試してみるべきではないんですかと言ってるんで、それを頑なに拒否しているのは町でしょ。今、聞きましたら、教育長の考え方なんですね。

教育長　失言もあったかと思いますが、私個人の考え方ではないです。私の考え方を言っただけですので。ただ、教育委員会として、また一般質問でも斑鳩南中学校の話もありましたが、南中学校の校長は前にも言いましたように、知らない状況の中で実施したと。しかし説明をすれば、うん、そのほうが子どもたちのためになりますねという、強制ではなくて、校長先生、または先生方が理解、納得した上でのとりくみですので。これは、私個人ではなくて、強制ではなくて、教育委員会、学校の総意であると、そのように思っています。

木澤委員　先ほど、教育長、調査するというふうにおっしゃいましたんで、結果待つのと、変化を期待しますけど、また変わらないようでしたら一般質問させていただきますし、新たに三郷町が小中学校のトイレに生理用品を設置したというふうにお聞きしておりますので、把握はされているというふうに思いますけど、近隣でもそういう柔軟な対応されてますので、その点についても含めて、後々また検討していただきたいと思います。終わっておきます。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時26分 閉会)